報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年８月６日

令和８年熊本地震により本人確認が困難な場合の携帯電話契約の本人確認方法の特例

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）では、携帯音声通信事業者等に対し、契約の相手方の本人確認等が義務付けられています。

この度の令和８年熊本地震により、被災者が本人確認書類を喪失し、携帯電話等の契約に際して本人であることを確認できる書類がない場合が想定されます。

このような場合において、被災者が携帯電話等の契約を行うことができるよう、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）の一部を改正し、本日から令和９年１月 31 日までの間、本人確認の方法等に関する特例を設けることとしましたのでお知らせします（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」といいます。）の概要については別紙１、改正省令については別紙２を参照）。

別紙１

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要」

別紙２

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」

※　上記、別紙１及び別紙２の資料については、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課（中央合同庁舎第２号館 10 階）において閲覧に供するとともに配布するほか、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

【連絡先】
総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課
担　当：古田課長補佐、猪股係長、佐野官
電　話：03-5253-5487
E-mail：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp
※　迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。